

日付	JIS番号：発効年 規格名称	件名	問合せ内容	回答
2017.09.05	JIS A 9511:2017 発泡プラスチック 保温材	JIS A9511：2017（発 泡プラスチック保温 材）に係る規定の解 釈	JIS A9511：2017 箇条8において、a)～h)の事項を表示しなければなら ない、と規定している。 しかしながら、c)に注が付されており、表示しなくてもよいとの記述 がある。 本規格では、箇条8 c) 面材及びスキン層の記号 は表示しなければなら ないのか、それとも注に従って表示しなくてもよいのか。	JIS A9511：2006R 箇条8では、“c) 面材による区分の記号（フェ ノールフォーム保温材について適用する。）”とあり、フェノ ールフォーム保温材について面材による区分の記号を表示しなけれ ばならないことになっていた。 JIS A9511：2017改正時に、他の保温材との整合を図るため、表3 のフェノールフォーム保温材の特性から面材による区分（記号） を外したことから当該記号を表示しなくてもよいとし、箇条8のc) を箇条として残したまま、注に当該記号を表示しなくてもよいと 記載したものである。 したがって、本規格では、面材及びスキン層の記号は表示しなく てもよいと考える。